備考

1　該当する□は、レと記入すること。

2　整理番号欄には、記入しないこと。

3　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。

4　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。

また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。

5　学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。

6　第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。

7　実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。

8　実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

9　実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。

10　喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

11　卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。

12　実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習修了証明書、介護過程の履修証明書又は介護過程Ⅲの修了証明書を添付すること。

13　介護技術講習を修了する見込みであること、介護過程を修める見込みであること又は介護過程Ⅲを修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習受講決定通知書、介護過程の履修見込証明書又は介護過程Ⅲの修了見込証明書を添付すること。また、介護技術講習を修了した後、介護過程を修めた後又は介護過程Ⅲを修了した後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書、介護過程の履修証明書又は介護過程Ⅲの修了証明書を提出すること。

14　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書、介護過程の履修証明書又は介護過程Ⅲの修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書、介護過程の履修証明書又は介護過程Ⅲの修了証明書の提出に代えることができる。

15　用紙の大きさは、A4とすること。